公立大学法人奈良県立医科大学第４期中期目標策定支援業務委託
仕　様　書

１．委託業務名

公立大学法人奈良県立医科大学第４期中期目標策定支援業務

２．委託期間

契約締結日から令和６年３月 29 日（予定）まで

３．業務の目的

公立大学法人奈良県立医科大学（以下、「法人」という。）は、奈良県（以下、「県」という。）が策定する中期目標に基づき、中期計画、年度計画を策定し、「地域貢献」「教育」「研究」「診療」「法人運営」の５つの柱立てのもと、取り組みを行っている。

令和５年度は第３期中期目標期間（令和元年度～令和６年度）の５年目であり、第４期中期目標（令和７年度～令和１２年度）策定作業を行う。

４．委託業務の内容

委託業務の内容は以下（１）～（３）に記載の事項とする。ただし、業務にあたっては、地方独立行政法人法や法人が平成 29 年４月に公表した「奈良県立医科大学の将来像」を十分に踏まえたうえで行うこと。また、令和６年度においても改めて事業者を選定したうえで、第４期中期目標案を策定するので、これを見据えて業務を進めること。

（１）第４期中期目標素案の作成

評価指標・財務分析からの現状整理・課題抽出、他大学（公立単科医科大学）の評価指標調査・比較を行うこと。また、第４期中期目標において適切な KPI、KGI 指標の検討、整理を踏まえ、作成を行うこと。

（２）財務に係る基礎資料の作成

第３期中期目標期間の財務分析、他大学（公立単科医科大学）との比較を行い、第４期中期目標期間の収支計画案を作成すること。

ただし、収支計画案については新キャンパス移転後（概ね第５期中期目標期間まで）のランニングコストを考慮すること。

（３）中期目標策定に係る評価委員会、会議、打合せ等への支援

①検討資料・議事要旨の作成
②打合せ（月１回程度）、報告書の取りまとめ
③評価委員会（７月、８月）の運営において必要となる業務
④その他関連する業務

５．委託業務の実施条件等

（１）業務の遂行に当たっては、県と十分な連絡を保ち、処理方針については、県の指示及び承諾を受けるものとする。

（２）業務の遂行に当たっては関係法令等を遵守しなければならい。

（３）業務の遂行には、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。

（４）本業務の遂行によって生じる権利は、県に帰属するものとする。

（５）受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

６．成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとし、令和６年３月22日までに提出すること。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、県と協議の上、決定する。

（１）報告書　　各10部

①　第４期中期目標素案

②　財務に係る基礎資料

③　その他本業務において作成した資料等

（２）上記の原稿、データ等を収録した記録媒体（CD-R等）　２部

（ワード、エクセル、パワーポイント等の加工可能なデータ及びこれらをＰＤＦ化したデータとする。）

※なお、①②③については、１１月以降に開催する評価委員会等の資料とするため１０月２日を目途に概要版を提出すること。

７．その他

（１）本業務について、県が提供した資料は、毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。

（２）成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとすること。

（３）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、県と受託者で協議のうえ決定するものとする。

（４）別紙公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を遵守すること。

（５）今年度、法人が行う中期計画策定に係る業務と連携すること。

<別　紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

3　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。